

# 災害時要援護者登録制度のお知らせ

下関市では、行政と市民が一体となって、災害時に助けを必要とする在宅の高齢者や障害者等の要援護者の方を地域の皆さんで支援・協力し合う避難支援活動体制を構築して、誰もが安全で安心して暮らすことができる災害に強い地域社会をつくるため、災害時要援護者登録制度を制定しました。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



## 1 災害時要援護者の対象者

災害発生時又は災害の発生が予想されるとき、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方で「自力又は世帯の構成員による助力だけでは避難が困難な方」をいいます。

- (1) 要介護の認定を受けた方又は要支援の認定を受けた方
- (2) 身体障害、知的障害又は精神障害の方
- (3) 65歳以上の方
- (4) その他市長が認める方

※ 施設入所の方及び長期入院の方は、除きます。



## 2 災害時要援護者の登録

災害時要援護者として支援を希望される方は登録申請書を市に提出していただきます。

市は支援に必要な情報を把握する台帳（災害時要援護者登録台帳）に登録します。

登録された台帳の写しは、平素から地域支援団体（自治会、民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会、自主防災組織等）に個人情報の守秘をお約束してお渡しし、災害時における迅速な支援体制を整えておくために活用していただきます。

なお、台帳には個人情報が掲載されておりませんので、災害時の支援のため地域支援団体等へ情報提供することについてご本人の同意が必要となります。

申請受付開始日：平成21年6月1日（土日祝祭日除く。）

// 場 所：福祉政策課、各総合支所市民生活課福祉係、各支所

// 方 法：上記窓口へ持参又は福祉政策課へ郵送

〒750-8521  
下関市南部町1-1



お問い合わせ先：下関市福祉部福祉政策課（登録制度）TEL231-1418  
：下関市市民部防災安全課（防災全般）TEL231-9333

下関市防災メール配信中（登録無料）bousai-shimonoseki@xpressmail.jp



## 3 避難支援者とは

災害時要援護者に対し、災害発生時又は災害の発生が予想されるときに災害に関する情報を伝えたり、安否確認や一緒に避難したりするなどの支援を行っていただく方です。また、このような活動ができるように日頃から声かけ等もお願いします。災害時要援護者本人の意向を踏まえて、近隣住民の方々の中から協力を得られる2名の方にお願いします。（避難支援者の選定が困難な方は、市にご相談ください）

なお、避難支援者の住所、氏名、電話番号が登録台帳に記載されますので、個人情報を提供することについて同意していただきます。



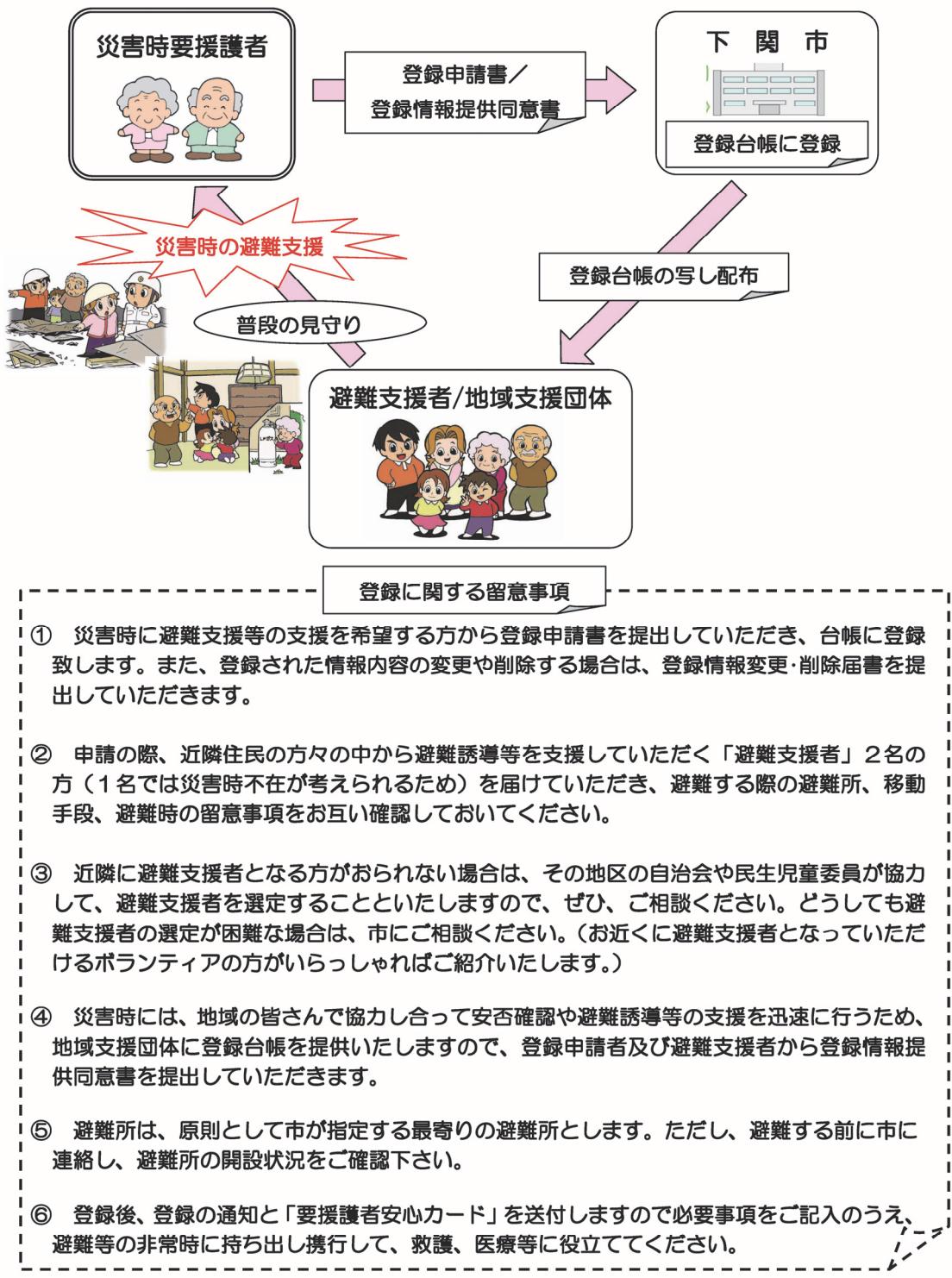
## 4 地域の皆さんへ

大規模な災害発生時には、消防、警察、自衛隊などが安否確認や避難誘導など、さまざまな公的な救援活動を行いますが、それだけでは限界があります。

この制度は、災害時要援護者を地域の中で見守り、災害発生時又は災害の発生が予想されるときに近隣の避難支援者など地域の方々が共に助け合おうとする互助の精神に基づく地域活動です。

なお、避難支援者はボランティア精神に基づき支援するものであって、台帳への登録によって災害時の支援を強制されるものではなく、また、避難誘導等に関して責任を負うものではありません。

# 災害時要援護者登録制度の流れ



下関市災害時要援護者登録制度リーフレット（裏面）

本件に関する質疑応答・意見交換は次のとおり。

(白木委員)

制度への登録者数が少ないのでなぜだと考えるか。

(福祉政策課担当課長)

周知が不十分なことではないかと考える。また、いわゆる「手上げ方式」であることもネットになっているのかもしれない。いずれにせよ、制度の目的は地域住民の安全確保にあるので、そのためにどうするかを考えていきたい。

(白木委員)

登録に至るまで、当地区では13名の説得に2年を要した。説得を行うのは地域住民の役割だと考えているが、そのコンセンサスを作っていくことが大切だと思う。

(事務局 岸田)

防災マップの説明会では、本制度についても説明するのか。

(白木委員)

当然、そうしたいと考えている。

(友松委員)

本件は以前からの課題である。「手上げ方式」だと、なかなか登録が進まない。本事業とは別に、4月から市との協議を進める予定である。現状では、対象者本人を一番理解し、また一番身近な存在なのは民生委員・福祉委員であり、自治会においては福祉委員会、まちづくり協議会においては自主防災組織といった小さな単位を中心に取組を強化し、対象者を網羅していくと考えている。

また、現状ではなかなか実行できていないが、名簿の作成・整備を進めていくことが肝要だと考えているので、その点を踏まえて福祉政策課と協議を進めていきたい。また、登録制度に関しては、災害時に「実際に誰が」支援するかをはっきりさせておかないと機能しないので、市と地区とで具体的に決定していく必要がある。今後はその点も併せて検討していきたい。

### 3 自主避難所の確保・運営方法

#### (1) 第4回検討部会における議論

白木委員より、土砂災害時の避難所の取り扱いについて市に説明を求めた結果、以下の回答を得たと報告があった。

- 平成27年の災害対策基本法の改正に伴い、避難所の区分が明確化された。これに伴い避難所がなくなることはないが、土砂災害時に開設されない避難所が発生した。
- 収容人員減への対策については、とりあえず開設されている避難所に避難した上で、収容人員を越える場合は、市がバス等で別の避難所まで輸送することとなっている。
- 以上を踏まえて、防災マップの表記方法を検討したい。

→表記については、地図上に災害種別ごとのマークを明記すると共に、災害種別ごとの各避難所の開設状況等を一覧表として掲載することとした。

また、災害種別によって開設される避難所が異なることも、表面に明記することとした。

- ・対象自治会によって想定する災害の種別も変わり、それによって避難所の条件も変わるので今後、防災マップを作成する際は個別に検討することになる。
- ・避難所が開設されているかどうかにかかわらず、住民が向かってしまうことはあり得るので、防災安全課とも相談の上、今後の課題として検討していきたい。

## (2) 第3回委員会における議論

白木委員より以下の説明があった。

避難所の絶対数が不足している現状では、自主避難所・場所の確保は是非とも進めなければならない課題である。折に触れ住民に周知し、実際に自主避難所・場所の利用が可能なようにしていく必要がある。具体的には、例えば四王司町公会堂は土砂災害警戒区域に含まれるなど、今後検討すべき課題が多い。

## 4 若者の参加を促す方法

### (1) 第3回検討部会における議論

(白木委員)

防災講習会もまち歩きも、小中学生の参加はゼロであった。今後、子ども・若者をまちづくり協議会に取り込んでいくために、中学校に「防災クラブ」を作ってもらい、まちづくり協議会で資金・人的な協力をするような提案ができるのか。

(友松委員)

全国的に見ると防災クラブは多く存在するようだ。まちづくり協議会から学校・校長に対し働きかけていけば、実現できるかもしれない。手始めに、小中学生を含めた防災訓練の実施を考えてみてはどうか。

### (2) 第3回委員会における議論

(友松委員)

「なぜ、市のハザードマップとは別に地区の防災マップを作るのか」という問い合わせに対し、当初は「子どもや女性、高齢者の視点で見た危険箇所を可視化する」という目的があったはずである。そのため子どもの参加を期待したが、実現は意外に難しく、今後の大きな課題と考えている。

まちづくり協議会として可能な取組としては、小中学校と協力して避難訓練を実施したり、小中学校に防災クラブを作ってもらい、その活動に協力したりすることが考えられる。今後、具体的な活動につなげていきたい。